

2022年6月

速報説明会資料

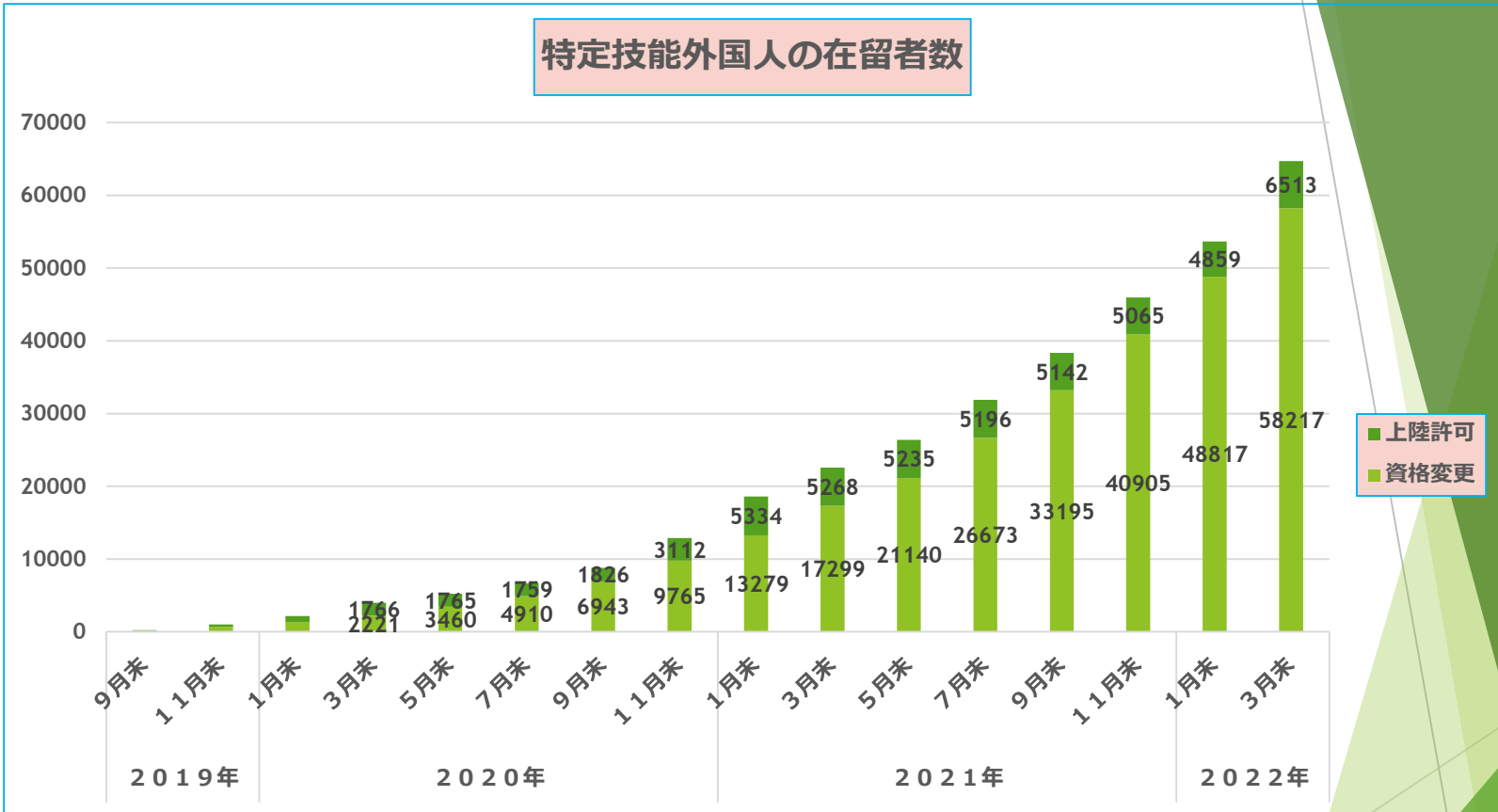
# 特定技能の在留資格に係る制度の運用 に関する基本方針等の変更

公益財団法人 国際人材協力機構（JITCO）

Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

# 1 特定技能外国人の在留者数の推移 (2022年3月末時点)

特定技能外国人の在留者数



	2019年		2020年					2021年					2022年			
	9月末	11月末	1月末	3月末	5月末	7月末	9月末	11月末	1月末	3月末	5月末	7月末	9月末	11月末	1月末	3月末
資格変更	148	676	1348	2221	3460	4910	6943	9765	13279	17299	21140	26673	33195	40905	48817	58217
上陸許可	71	343	814	1766	1765	1759	1826	3112	5334	5268	5235	5196	5142	5065	4859	6513
総数	219	1019	2162	3987	5225	6669	8769	12877	18613	22567	26375	31869	38337	45970	53676	64730

## 2 特定技能外国人の在留者数 (2022年3月末時点・分野・ルート別)

分野	ルート						受入見込数
	総数	試験ルート	技能実習ルート	養成施設ルート	EPAルート	検定ルート	
介護	7019	6332	506	1	180		60000
ビルクリーニング	839	187	652				37000
素形材産業	3928	12	3916				21500
産業機械製造	6021	28	5993				5250
電気・電子情報関連産業	3258	28	3230				4700
建設	6360	52	6191			117	40000
造船・船用	1971	7	1964				13000
自動車整備	986	97	877			12	7000
航空	49	49					2200
宿泊	124	124					22000
農業	8153	1190	6963				36500
漁業	718	12	706				9000
飲食料品製造業	22992	2692	20300				34000
外食	2312	2312					53000
計	64730	13122	51298	1	180	129	345150

### 3 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等の変更の背景

(2022年4月26日付け閣議決定)

#### 在留資格「特定技能」に係る在留資格認定証明書の交付停止の概要

- ① 特定産業分野別方針の受入見込数を外国人材受入の上限として運用
- ② 分野別在留者数が特定産業分野別運用方針の受入見込数を超過
- ③ 特定産業分野所管大臣が法務大臣に在留資格認定証明書の交付停止を要請
- ④ 法務大臣は在留資格認定証明書の交付を一時的に停止

(注1) 上記①～④の準用で在留資格認定証明の交付を再開

(注2) 在留資格「特定技能」は在留資格認定証明書で在留資格該当性・上陸基準適合性を立証

(注3) 在留資格認定証明書交付停止措置があっても在留資格変更許可は継続

分野別在留者数

②



分野別受入見込数

① (現行は上限として運用)

③ (要請)

特定産業分野所管大臣

在留資格認定証明書交付停止を要請

④ (停止)

法務大臣

# 4 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等の変更の概要

(4月26日付け閣議決定)

JITCO

分野	外国人材受入見込数	外国人材受入数
	5年間の最大値	2022年2月末時点 (速報値)
介護	60,000 (人)	5,971 (人) (10%)
ビルクリーニング	37,000	770 (2.1%)
素形材産業	21,500	3,482 (16.2%)
産業機械製造業	5,250	5,400 (102.9%)
電気・電子情報関連産業	4,700	2,876 (61.2%)
建設	40,000	5,639 (14.1%)
造船・船用工業	13,000	1,712 (13.2%)
自動車整備	7,000	895 (12.8%)
航空	2,200	42 (1.9%)
宿泊	22,000	122 (0.6%)
農業	36,500	7,223 (19.8%)
漁業	9,000	597 (6.6%)
飲食料品製造業	34,000	20,896 (61.5%)
外食業	53,000	2,137 (4.0%)
合計	345,150	57,762 (16.7%)

産業機械製造業において  
外国人材受入見込数を超過  
↓  
2022年4月1日付けで  
在留資格認定証明書の交付が停止

3分野を統合  
統合後の外国人材受入見込数  
31,450人とする。

## 変更の内容

- 1 素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業の3分野を統合し、産業分野は14分野から12分野へ。
- 2 統合された「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」分野の外国人材受入見込数を従前の3分野の外国人材受入見込数の合計数とする。
- 3 本年4月1日付けで在留資格認定証明書の交付が停止された産業機械製造業について交付を再開。

# 5 統合に伴う各分野別運用方針の変更の内容①

分野	人材の基準			分野別運用方針 その他の重要事項	
	技能試験	従前の業務区分	統合後の業務区分	日本語試験	雇用形態 その他の条件
素形材産業	製造分野 特定技能1号 評価試験 (19区分)	鋳造・工場板金・機械検査・鍛造・めっき・機械保全・ダイカスト・塗装・機械加工・アルミニウム陽極酸化処理・溶接・金属プレス加工・仕上げ (13業務区分)	鋳造・工場板金・電子機器組立て・鍛造・めっき・電気機器組立て・ダイカスト・仕上げ・プリント配線板製造・機械加工・機械検査・プラスチック成形・塗装・機械保全・金属プレス加工・鉄工・工業包装・溶接 (19業務区分)	国際交流基金 日本語基礎テスト  又は  日本語能力試験 N4以上	直接雇用  ・協議会に参加・協力・事業所において直近1年間に「製造品出荷額等」が発生(運用要領)
産業機械製造業		鋳造・工場板金・電子機器組立て・鍛造・めっき・電気機器組立て・ダイカスト・仕上げ・プリント配線板製造・機械加工・機械検査・プラスチック成形・塗装・機械保全・金属プレス加工・鉄工・工業包装・溶接 (18業務区分)			
電気・電子情報関連産業		機械加工・機械保全・塗装・金属プレス加工・電子機器組立て・溶接・工場板金・電気機器組立て・工業包装・めっき・プリント配線板製造・仕上げ・プラスチック成形 (13業務区分)			

# 6 統合に伴う各分野別運用方針の変更の内容②

分 野	従前の産業分類	統合後の産業分類
素 形 材 産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細分類 2 1 9 4 鋳型製造業（中子を含む）</li> <li>・小分類 2 3 5 非鉄金属素形材製造業</li> <li>・細分類 2 4 3 1 配管工事用付属製品製造業（バルブ・コックを除く）</li> <li>・小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業</li> <li>・細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</li> <li>・細分類 2 5 9 2 弁・同付属品製造業</li> <li>・細分類 2 6 9 1 金属用金型・同部分品・付属製品製造業</li> <li>・細分類 2 6 9 2 非金属用金型・同部分品・付属製品製造業</li> <li>・細分類 2 9 2 9 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用・船舶用を含む）</li> <li>・細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細分類 2 1 9 4 鋳型製造業（中子を含む）</li> <li>・小分類 2 2 5 鉄素形材製造業</li> <li>・小分類 2 3 5 非鉄金属素形材製造業</li> <li>・細分類 2 4 2 2 機械刃物製造業</li> <li>・細分類 2 4 2 4 作業工具製造業</li> <li>・細分類 2 4 3 1 配管工事用付属製品製造業（バルブ・コックを除く）</li> <li>・小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業</li> <li>・細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</li> <li>・小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</li> <li>・中分類 2 5 はん用機械器具製造業（細分類 2 5 3 4 工業窯炉製造業・細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業及び細分類 2 5 9 2 弁・同付属品製造業を除く）</li> <li>・中分類 2 6 生産用機械器具製造業（細分類 2 6 5 1 鋳造装置製造業・細分類 2 6 9 1 金属用金型・同部分品・付属品製造業及び細分類 2 6 9 2 非金属用金型・同部分品・付属品製造業を除く）</li> <li>・小分類 2 7 0 管理・補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）</li> <li>・小分類 2 7 1 事務用機械器具製造業</li> <li>・小分類 2 7 2 サービス用・娯楽用機械器具製造業</li> <li>・小分類 2 7 3 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業</li> <li>・小分類 2 7 5 光学機械器具・レンズ製造業</li> </ul>
産 業 機 械 製 造 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細分類 2 4 2 2 機械刃物製造業</li> <li>・小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</li> <li>・中分類 2 5 はん用機械器具製造業（細分類 2 5 3 4 工業窯炉製造業・細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業及び細分類 2 5 9 2 弁・同付属品製造業を除く）</li> <li>・中分類 2 6 生産用機械器具製造業（細分類 2 6 5 1 鋳造装置製造業・細分類 2 6 9 1 金属用金型・同部分品・付属品製造業及び細分類 2 6 9 2 非金属用金型・同部分品・付属品製造業を除く）</li> <li>・小分類 2 7 0 管理・補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）</li> <li>・小分類 2 7 1 事務用機械器具製造業</li> <li>・小分類 2 7 2 サービス用・娯楽用機械器具製造業</li> <li>・小分類 2 7 3 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業</li> <li>・小分類 2 7 5 光学機械器具・レンズ製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</li> <li>・小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</li> <li>・中分類 2 5 はん用機械器具製造業（細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く）</li> <li>・中分類 2 6 生産用機械器具製造業</li> <li>・中分類 2 7 業務用機械器具製造業（小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く）</li> <li>・中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>・中分類 2 9 電気機械器具製造業（細分類 2 9 2 2 内燃機関電送品製造業及び細分類 2 9 2 9 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用・船舶用を含む）を除く）</li> <li>・中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</li> <li>・細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</li> </ul>
電 気 ・ 電 子 情 報 関 連 産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>・中分類 2 9 電気機械器具製造業（細分類 2 9 2 2 内燃機関電送品製造業及び細分類 2 9 2 9 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用・船舶用を含む）を除く）</li> <li>・中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</li> <li>・細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</li> </ul>

## 7 法務省令等の改正及び告示の改廃等の概要

### 省令・告示等の改廃等（法務省令・法務省告示・経済産業省告示）

- ① 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）の改正（令和4年5月25日法務省令第30号）  
**要旨：素形材産業分野・産業機械製造業分野・電気電子情報関連産業分野の3分野を統合**  
**→「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」へ**  
**（3分野統合により特定技能の特定産業分野が14分野から12分野へ）**
- ② 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件（平成31年法務省告示第65号）の改正（令和4年5月25日法務省告示第93号）  
**要旨：①に同じ。**
- ③ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号並びに特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第1条第1項第7号及び第2条第1項第13号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の件（令和4年5月25日経済産業省告示第127号）  
**要旨：「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」の基準等を定め、従前の素形材産業分野・産業機械製造業分野・電気電子情報関連産業分野の3分野の基準等を定める告示（平成31年経済産業省告示第57・58・59号）を廃止**



## 新たな省令・告示の施行に伴う入国・在留手続等のポイント

### ① 従前の3分野に係る指定書の書き換え

従前の3分野については、そのまま新たな統合分野と見なされることとなりますので（**法務省令第30号附則第2条第1項：Q&A4参照**）、従前の分野を指定されている指定書を新たな統合分野とする書き換えのための在留資格変更許可申請は必要ありません。

既に交付されている在留資格認定証明書についても、再交付申請は必要ありません（**Q&A6参照**）。

（注）新分野に変更することを希望する場合には地方入国管理官署にご相談ください。

### ② 従前の3分野の外国人材に係る在留期間更新等の在留手続

従前の3分野を指定された特定技能外国人材が、所属機関や他の分野への移行等なく在留手続をするときは、①と同様に見なし規定により、新たな統合分野への在留資格変更許可申請ではなく、在留期間更新許可申請です（**法務省令第30号附則第2条第1項**）。

### ③ 従前の3分野で申請中の入国・在留諸申請

現に従前の3分野で地方入管局に申請中の入国・在留諸申請は、新たな統合分野に係る申請と見なされた上で審査されます（**Q&A5参照**）。

## 9 その他 (Q & A)

### Q & A

Q 2 現行の製造3分野の統合に伴い、受入れ見込数に変更は生じますか。

(答) 現行の製造3分野の受入れ見込み数の合計は31,450人となっているところ、当該数値がそのまま新分野の受入れ見込数となります。

Q 3 現行の製造3分野について、日本標準産業分類に基づき事業所の分野該当性が確認されていますが、分野統合に伴いその範囲に変更は生じますか。

(答) 現行の製造3分野で用いられている日本標準産業分類が、そのまま新分野に引き継がれることとなります。

Q 4 現行の製造3分野のいずれかを指定され特定技能外国人として在留している場合、製造3分野の統合に伴う在留資格変更の手続は必要ですか。

(答) 現行の製造3分野のいずれかを指定されて特定技能外国人として在留している方については、関係省令において「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」(新分野)を指定されたものとみなす規定を整備する予定であるため(法務省令第30号附則第2条第1項)、分野統合に伴う在留資格変更等の手続は不要です。なお、特定技能外国人に交付された指定書に記載された特定産業分野を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」(新分野)に変更することを希望する場合には、管轄の地方入国管理官署に相談ください。

Q 5 現行の製造3分野での就労を目的に「特定技能」への在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をしている場合、分野統合に伴う再申請が必要ですか。

(答) 再申請の手続は不要です。「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」(新分野)の申請がなされたものとみなして、許否の判断を行います。

Q 6 現行の製造3分野での就労を目的に「特定技能」に係る在留資格認定証明書交付申請中の場合や、既に在留資格認定証明書を交付されたものの上陸申請に及んでいない場合、分野統合に伴う再申請の手続は必要ですか。

(答) 再申請の手続は不要です。在留資格認定証明書交付申請中の場合は、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」(新分野)の申請がなされたものとみなして、許否の判断を行います。

Q 7 現に「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」へ入会済みの事業者及び入会手続を行っている事業所において、分野統合に伴う再度の入会手続は必要ですか。

(答) 再度の入会手続は不要です。

出典：出入国在留管理庁ホームページ

Q 8 各特定産業分野の受入れ見込数を精査するとのことですが、今後の予定はどうなっていますか。

(答) 現時点において未定です。

【追加】技能実習生の在留諸申請の新たな取扱いについて

これまでの技能実習生の取扱い

本国への帰国困難

取扱いが変更

①「特定活動（6月・就労可）」

②「特定活動（6月・就労不可）」

移行準備（次段階の技能実習又は特定技能1号）

取扱いの変更なし  
(短期滞在は要注意)

③「特定活動（4月・就労可・技能実習次段階移行）」

④「特定活動（4月・就労可・特定技能1号移行）」

⑤「特定活動（最大1年・就労可）」

今後の技能実習生の取扱い（5月31日入管庁ホームページ掲載）

本国への帰国困難の技能実習生（①又は②の「特定活動（6月）」）

6/30

10/30

出国

①又は②  
(在留期限6月29日まで)

特定活動（4月）

特定活動（4月）今回限り

更新を認めない  
(今回限りの更新  
時には「確認書」  
が必要)

①又は②（在留期限6月30日以降）

特定活動（4月）今回限り

「技能実習又は⑤の特定活動（在留期限6月30日以降）」

特定活動（4月）今回限り

11/1

ご清聴ありがとうございました。

公益財団法人 国際人材協力機構（JITCO）